

## 資料紹介「中山愛親書翰」

—寛保と享和の辛酉革命改元—

資料課 渡辺 真治

## はじめに

神奈川県立公文書館は神奈川県立図書館と共同で合同展示を毎年開催している（表1）。平成30年度のテーマは「改元漫遊」で、5月に予定されていた改元に因み、改元の歴史や天皇と神奈川の接点として御用邸に着目した展示を行った。（会期：2019年2月1日～3月31日、のち巡回展と称して再構成したものを県立図書館新館3階エレベーターホールにて4月12日～6月12日まで展示）

表1 合同展示一覧

	テーマ	日程	会場
第1回	記録に見る関東大震災 東日本大震災	2013年2月15日～3月31日	県立図書館
第2回	新幹線が拓いた半世紀「夢の超特急」 ～その軌跡と未来～	2014年2月14日～3月30日	県立図書館
第3回	横浜三塔物語	2015年2月12日～3月31日	県立公文書館
第4回	箱根再発見	2016年1月29日～3月31日	県立公文書館
第5回	鎌倉再発見	2017年1月28日～3月31日	県立公文書館
第6回	明治“新”時代 神奈川の風景	2018年2月9日～5月9日	県立図書館
第7回	改元漫遊	2019年2月1日～3月31日	県立公文書館
第8回	かながわのオリンピック	2020年2月13日～5月13日	県立図書館

その中では近代以前の改元の様子として、江戸時代の寛政13(1801)年2月に行われた享和への辛酉革命改元<sup>(1)</sup>を取り上げた。神奈川県立公文書館所蔵、山口コレクション中の中山愛親書翰（ID:2199400648）はその中心に据えた資料であったが、管見の限りではこの資料に言及した文献は見られない。あえて今回紹介する次第である。

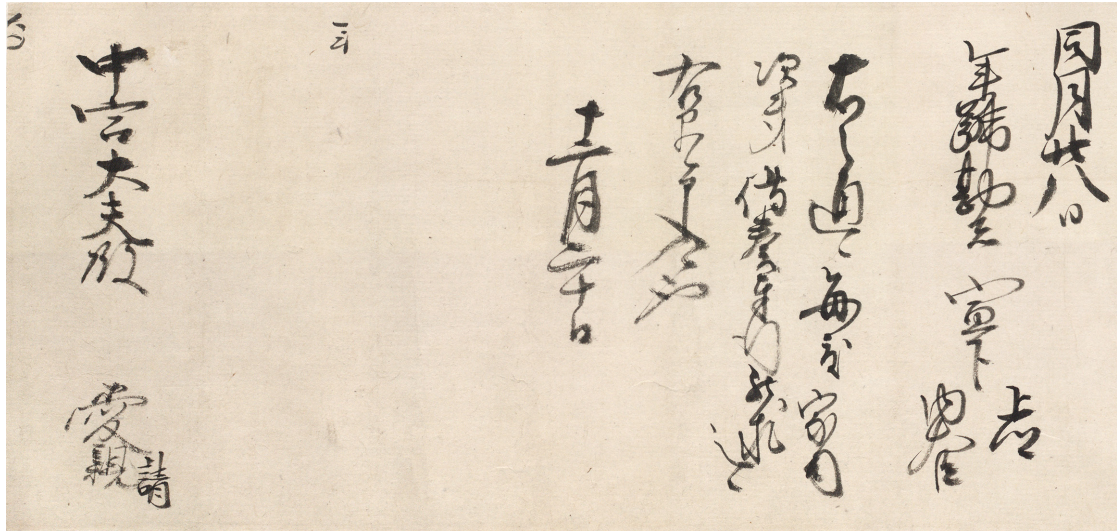
写真と翻刻

仰伏拜見昨日光源君  
 入今所當保通諸道  
 勅文奉聞汝返下後  
 伏議上卿子奪文書  
 以職事致違右奪家  
 尤右子奪以後年  
 号有勅者宣下台  
 此日奉聞之う扱成  
 又勅者宣下別限  
 及今之奉聞也

中山愛親  
 寛保及物附分迄  
元文五年十二月十六日 謹命勅  
 元文六年正月廿日  
 外記持為諸道勅文  
 式部兩浦持為勅文  
 右十二月十六日  
 上月廿日  
此及係奉書の  
致集一條家  
 同日廿日  
 職事者一條家  
 諸道勅文外記勅別  
 等 右子奪之職事

等 右子奪之職事  
 奉少致返下後  
 職事 宣下右奪  
 仰 洞  
 次右子奪及職事伏  
 誓志子奪書致  
 付仰由宣下  
 職事 持為勅文  
 由宣下  
此係奉書の但但荷  
 同日廿日  
 年諸勅文 宣下 志  
 由宣下





(釈文)

御状拝見、昨日光臨畏入候、今度寛保之通、諸道勘文・奏聞被返下後、仗議上卿与奪文書、以職事被達右大臣家、尤右与奪以後、年号有勘者宣下候旨、廿六日奏聞ニ可相成哉、又勘者宣下刻限被改候哉之事、明日御一定之由承存候、

寛保度心附候分注之候、

元文五年十二月十八日革命勘者宣下

元文六年正月廿一日、外記持参諸道勘文、式部兩輔持参勘文、

右十二月十八日・正月廿一日、毎度(油小路隆典・日野資時) 伝(勸修寺頼道) 奏(一条道香) ②・奉行被集一条家、

同月廿三日、職事参一条殿、諸道勘文・外記勘例等、右大臣殿以職事奏聞、被返下後、職事返給右大臣殿、仰之詞、

次右大臣殿、以職事仗議上卿与奪事、被伝仰内大臣殿、職事持参勘文等出内大臣殿、

此日伝奏・奉行低候如何(同)

同月廿八日、年号勘者宣下上卿内大臣

右之通候、毎度家司次第伝奏・奉行被求之候、

右早々申入候也、

十二月二十日

(三条公修) 中宮大夫殿 (中山愛親) 愛親請

神奈川県立公文書館所蔵山口コレクションと中山愛親

神奈川県立公文書館が所蔵する山口コレクション（資料群 ID : 9199300104）は、帝国臓器製薬株式会社（現あすか製薬）の創始者である山口八十八氏（1874～1963年）が蒐

## 資料紹介「中山愛親書翰」

集した明治維新时期を中心とした人物の書翰類を収めており、全253点(1017通)からなるものである。蒐集者の意図が、単なる骨董趣味的な道楽ではなく、維新时期の人物の精神、風姿を世人に知らしめようとする経世的なものであったことから、蒐集対象も新政府関係者のみならず、幕府側の人物や志士、学者、文人など多岐にわたっており、「山口コレクションは維新史研究史料の宝庫である」とされている<sup>(3)</sup>。なお昭和54(1979)年にご子息の栄一氏から公文書館の前身である神奈川県立文化資料館に寄贈されている。

中山愛親は江戸時代後期の公卿で、大臣家に次ぐ家格である羽林家の一つ、中山家の権大納言栄親の子である(系図1、なお養子で実父は正親町実連とされる)。寛保元(1741)年誕生、延享2(1745)年叙爵、宝暦11(1761)年参議正四位上となり、明和7(1770)年正二位、安永3(1774)年権大納言に昇り、文化11(1814)年74歳で薨じている<sup>(4)</sup>。議奏として光格天皇に近侍したが、いわゆる「尊号事件」<sup>(5)</sup>では議奏を罷免の上、百日の閉門に処されている。その際、幕府の要請により武家伝奏の正親町公明と共に江戸に下向、老中松平定信の審問を受けたが、この時定信を相手に敢然と抗弁したとする伝承が生まれ「中山大納言物」と呼ばれる実録体小説に描かれ広く喧伝された<sup>(6)</sup>。

また曾孫である忠能の娘慶子<sup>よしこ</sup>は孝明天皇に典侍として仕え明治天皇を産んでおり、愛親は現天皇家の祖先に当たる。こうしたことから明治～戦前期には愛親はかなり著名な人物であった。山口コレクションには都合6点の愛親書翰がおさめられているが(表2)、山口氏の蒐集の意図もそうした愛親の経歴に因る所が大きいと言えよう。

### 系図1 中山家

延享伝奏 中山栄親 — 愛親 — 忠尹 — 忠頼 — 忠能 — 慶子  
安政伝奏 明治天皇母

表2 山口コレクションの中山愛親書翰一覧

資料ID	資料名	差出	受取	日付
2199400644	中山愛親書翰	愛親		正月17日
2199400645	中山愛親書翰	愛親		正月18日
2199400646	中山愛親書翰	愛親		5月9日
2199400647	中山愛親書翰	愛親	三条殿人々	6月9日
2199400648	中山愛親書翰	愛親	中宮大夫	12月20日
2199400649	中山愛親書翰	愛親		

## 書翰の内容

概要としては愛親が、元文6(1741)年2月に行われた寛保への辛酉革命改元の先例を踏

まえた儀式の進行について書き送ったものである。以下詳しく見てみよう。

(1) 年代について

本資料は12月20日という日付のみで年欠のためまずは年代を確定したい。先述したように資料中で寛保の辛酉革命改元が先例として引かれていることから、愛親の生存期間中で翌年に辛酉革命改元が行われた寛政12(1800)年のものという推定が成り立つであろう。時に愛親は60歳、正二位前権大納言である。尊号事件による処罰から7年、子の忠尹(正二位前権大納言)のみならず孫の忠頼(正三位参議)もすでに公卿に列していた。

(2) 宛先の中宮大夫について

寛政12年当時の中宮大夫は三条<sup>きんおさ</sup>公修である。公修は時に27歳。正二位権大納言、中宮大夫、内教坊別当である。撰家に次ぐ家格である清華家の一つ、三条家の実起の子で、明治新政府で太政大臣をつとめた<sup>さねとみ</sup>実美は孫に当たる。翌寛政13年、改元された享和元年の『公卿補任』を見ると「改元定伝奏」と見える。

改元定伝奏は改元伝奏ともいい、改元に関する事務や交渉などを取り仕切る役で大・中納言クラスの人物が1名任じられた。なお改元に関する役職としてはほかに、撰関家の大臣が任じられ儀式を掌る改元上卿と、蔵人頭が任じられ実務を担当する改元奉行があるが、いずれも1名ずつである。この3名を中心に10名程度の公卿により改元の手続きが進められた。

系図2 三条家



(1) と (2) から当資料は、寛政12年12月20日、翌年行われる辛酉革命改元の伝奏に決まった三条公修が、前回の辛酉革命改元である寛保の改元の次第を踏まえた手続きの進行について問うたのに対し、愛親が答えたものということになる。

ここでなぜ公修は愛親に改元の進行について問うたのかという疑問が生じる。何となれば三条家は実頭以降代々改元伝奏をつとめている家柄であるのに対し、愛親は改元伝奏をつとめた事は無いのである(表3)。しかし愛親の父栄親は寛保の辛酉革命改元に続く延享の甲子革命改元の改元伝奏をつとめている。その際に寛保改元の資料を収集していたのであろう。そこで辛酉革命改元の伝奏に任じられた公修が、愛親に問い合わせたと考えることが出来るだろう。

資料紹介「中山愛親書翰」

表3 江戸期の改元と上卿・伝奏・奉行

元号	西暦	上卿	伝奏	奉行	改元理由
元和	1615	右大臣近衛信尋		頭弁広橋兼賢	後水尾即位
寛永	1624				甲子革命
正保	1645	左大臣九条道房	権大納言広橋兼賢	頭中将正親町実豊	後光明即位
慶安	1648	左大臣近衛尚嗣			不詳
承応	1652				不詳
明暦	1655	右大臣一条教輔	権大納言清閑寺共綱	頭弁中御門資熙	後西即位
万治	1658	内大臣三条公富			江戸大火
寛文	1661	内大臣鷹司房輔			京都大火
延宝	1673	左大臣九条兼晴	前権大納言葉室頼業	頭弁日野資茂	京都大火
天和	1681	左大臣近衛基熙	前権大納言油小路隆貞	頭中将松木宗頭	辛酉革命
貞享	1684	右大臣鷹司兼熙	前権大納言清閑寺熙房	頭中将中山篤親	甲子革命
元禄	1688	左大臣近衛基熙・ 内大臣近衛家熙	権大納言烏丸光雄	頭弁葉室頼重	東山即位
宝永	1704	右大臣九条輔実	前権大納言勸修寺経慶	頭中将中山兼親	関東地震
正徳	1711	右大臣二条綱平	前権大納言中院通躬	頭中将園基香	中御門即位
享保	1716	右大臣近衛家久	前権大納言油小路隆真	頭中将庭田重孝	関東凶事
元文	1736	右大臣一条兼香	前権大納言勸修寺高顕	頭弁広橋兼胤	桜町即位
寛保	1741	内大臣九条植基・ 右大臣一条道香	前大納言油小路隆典・ 前大納言日野資時	頭弁勸修寺顕道	辛酉革命
延享	1744	右大臣一条道香	権中納言中山栄親	頭中将園基望	甲子革命
寛延	1748	右大臣近衛内前	権大納言三条実頭	頭中将正親町実連	桃園即位
宝暦	1751	右大臣二条宗基	権中納言庭田重熙	頭中将油小路隆義	災異
明和	1764	左大臣九条尚実	権大納言三条季晴	頭中将今城定興	後桜町即位
安永	1772	内大臣一条輝良	権大納言油小路隆前	頭弁烏丸光祖	江戸大火
天明	1781	左大臣鷹司輔平	権大納言三条実起	頭弁甘露寺篤長	光格即位
寛政	1789	右大臣近衛経熙	権大納言花山院愛徳	頭弁坊城俊親	京都大火
享和	1801	左大臣二条治敬・ 右大臣一条忠良	権大納言三条公修	頭弁葉室頼寿	辛酉革命
文化	1804	左大臣二条治敬	権大納言徳大寺公迪	頭弁甘露寺国長	甲子革命
文政	1818	左大臣近衛基前	権大納言醍醐輝弘	頭弁坊城俊明	仁孝即位
天保	1831	左大臣二条斉信	権大納言三条実万	頭弁柳原隆光	地震
弘化	1845	左大臣二条斉信	権大納言広幡基豊	頭弁烏丸光政	江戸城火災
嘉永	1848	左大臣九条尚忠	権中納言徳大寺公純	頭弁坊城俊克	孝明即位
安政	1855	内大臣鷹司輔熙	権大納言中山忠能	頭弁柳原光愛	災異
万延	1860	左大臣一条忠香	権大納言正親町実徳	頭弁葉室長順	江戸城火災
文久	1861	内大臣二条斉敬	権大納言大炊御門家信	頭中将隆賢	辛酉革命
元治	1864	右大臣徳大寺公純	権大納言坊城俊克	頭弁清閑寺豊房	甲子革命
慶応	1865	内大臣近衛忠房	権大納言日野資宗	頭弁甘露寺勝長	災異
明治	1868	権大納言醍醐忠順			明治即位

『公卿補任』により作成、改元理由については所功『日本年号史大事典』を参照した

### 寛保と享和の辛酉革命改元

書翰において愛親が、中宮大夫こと三条公修に寛保の辛酉革命改元の先例について教示している背景は叙上の通りと考えられるが、実はこの寛保改元と享和改元は単に辛酉革命

改元というだけではなく、密接な関係を持っていた。結論を先走って言えば享和の改元は寛保の改元を強く意識して行われたものであった。それがわかるのが改元上卿の人事である。

普通、改元上卿は1人の人物が終始つとめるものである。しかし寛保改元の際は前半を一条道香がつとめ、後半を九条植基がつとめている。享和改元ではこれを先例として前半を二条治孝、後半を一条忠良がつとめたようである(表4)。見比べると寛保の際に一条道香がつとめた役を享和では二条治敬、九条植基がつとめた役を一条忠良がつとめているのが明瞭である。なおその次の元治の辛酉革命改元では再び二条斉敬が一貫してつとめる形に戻っている。

表4 江戸時代の辛酉革命改元

	年	月	日	事項	上卿	伝奏
天和改元	延宝9年(1681)	9月	7日	革命勘文勘者宣下	近衛基熙	
			13日	年号勘者宣下		
			28日	年号勘文并条事定国解奏聞		
			29日	条事定 改元定		油小路隆貞
寛保改元	元文5年(1740)	11月	29日	(上卿・伝奏・奉行決定)	九条植基	油小路隆典
		12月	18日	明年辛酉革命勘者宣下	一条道香	
	元文6年(1741)	正月	23日	辛酉革命諸道勘文并外記勘例等奏聞		九条植基
			28日	年号勘者宣下		
		2月	23日	国解并年号勘文奏聞		
			24日	条事定	日野資時	
			27日	辛酉革命定并改元定		
享和改元	寛政12年(1800)	12月	23日	明年辛酉革命勘者宣下	二条治孝	
			27日	辛酉革命諸道勘文并外記勘例等奏聞		
				年号勘者宣下		
	寛政13年(1801)	正月	26日	国解并年号勘文奏聞	一条忠良	
		2月	2日	条事定		三条公修
			5日	辛酉革命定并改元定		



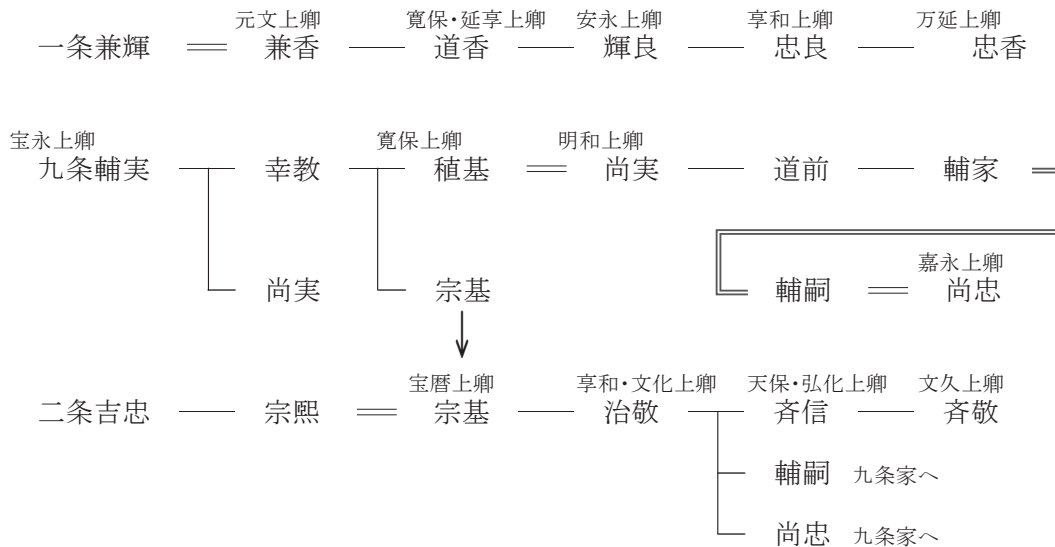
資料紹介「中山愛親書翰」

	年	月	日	事項	上卿	伝奏
文久改元	万延元年 (1860)	12月	22日	明年辛酉革命勘者宣下	二条斉敬	
			25日	辛酉革命諸道勘文并外記勘例等奏聞		
				年号勘者宣下		
	万延2年 (1861)	2月	12日	国解并年号勘文奏聞		
			17日	条事定		大炊御門家信

『公卿補任』により作成

ではこの一条道香・九条植基・二条治敬・一条忠良の関係は如何なるものであろうか。一条道香と一条忠良は祖父と孫である。他方、九条植基と二条治敬は一見すると無関係のようであるが、治敬の父宗基は九条家から二条家へ養子に入った人物で、植基の同母弟である。つまり植基と治敬は伯父と甥に当たる。これを踏まえると、寛保の改元で一条道香と九条植基がつとめた役を、享和の改元ではそれぞれの後裔が役を入れ替えてつとめているということが出来るだろう。

系図3 一条家・九条家・二条家



江戸時代を通じて辛酉革命改元は天和・寛保・享和・文久の都合四度行われたが、途中で上卿が交代しているのは寛保と享和だけである。辛酉革命改元以外に範囲を広げても、上卿が交代しているのは元禄を含めた3例しかないが、元禄の場合は近衛基熙・家熙父子間での交代であり、寛保と享和が異彩を放っている。



そこで注目したいのは、寛保の改元上卿の人事である。先ほどは前半を一条道香、後半を九条植基がつとめたと言ったが、実際には当初改元上卿に任じられたのは九条植基であった。道香の父で関白・氏長者である一条兼香の日記「兼香公記」によると、11月29日に九条植基に上卿が仰せられ、12月2日には伝奏の油小路隆典と奉行の勧修寺顕道も決定した<sup>(6)</sup>。そうした中で4日になって植基が一上（摂関を除いた筆頭公卿）である道香を憚ってか「革命宣下於上卿亭可催哉、又ハ一上亭ニ而催候哉、」と問うと、道香は「上卿亭ニ而宣下可然、」と答えている。しかし6日に植基が訪問すると道香は「来春辛酉改元ニ付、一昨日ハ革命宣下上卿亭ニ而可然と申入候得共、旧例略管見候処、此度革命宣下ハ一上亭ニ下知、上卿ハ其方ニ候得共、宣下斗ハ一上仕之」と態度を豹変させた。結果として寛保の革命改元に関わる儀式のうち、革命勘者宣下・革命諸道勘文・外記勘例等奏聞は道香が上卿をつとめ、残りは（本来の上卿である）植基がつとめるといった、二重構造になったようである<sup>(8)</sup>。享和の革命改元についても、一上である二条治孝が革命勘者宣下・革命諸道勘文・外記勘例等奏聞の上卿をつとめ、残りを一条忠良がつとめており、両者は見事に対応しているのである。

言ってみれば、寛保の辛酉革命改元で道香が植基から奪った分の役を、植基の後裔である治孝がつとめる形で行われたのが享和の辛酉革命改元だったのではないだろうか<sup>(9)</sup>。改めて中山愛親書翰において、改元の儀式進行上での上卿の交代、特に12月27日に行われる事となる二条治孝による辛酉革命諸道勘文・外記勘例等奏聞と一条忠良による年号勘者宣下に力点が置かれていることに注目したい。

## おわりに

平井誠二は「正徳改元の経緯について」<sup>(10)</sup>において、「古代からの年号制度全体を通覧した研究は多いが、箇々の改元についての研究は少ない。江戸時代においても、箇々の改元にはそれぞれ個別の事情や経緯があるが、一、二の例を除いてほとんど研究されていないのが現状である。」としている。本稿は事例研究の一つとして寛保と享和の改元を取り上げるための、前提として中山愛親書翰を紹介した次第である。

## 【注】

- (1) 60年に一度、干支が<sup>かのとり</sup>辛酉の年には天命が革まって王朝が交代する危険な運に当たるため、改元を行いその難を避けるとするもの。中国で発展した讖緯説に基づき、日

## 資料紹介「中山愛親書翰」

本では昌泰4(901)年の延喜改元を初例として幕末の万延2(1861)年の文久改元まで、辛酉の年にはほぼ毎回改元が行われた。甲子の年に行われた甲子革命改元も同様である。

- (2) 改元伝奏は油小路隆典から日野資時に交代している。
- (3) 『神奈川県立文化資料館資料目録』古文書の部第三集 山口コレクション目録(神奈川県立文化資料館 1979年)の大久保利謙氏の序による。
- (4) 『公卿補任』による。以下、公卿の経歴については同様。
- (5) 光格天皇が父である閑院宮典仁親王に太上天皇号を贈ろうとするも、幕府により拒まれた事件。愛親は朝廷側の中心人物の一人とされ、寛政5(1793)年幕府により処罰された。
- (6) 菊池庸介「実録『中山大納言物』の諸特徴―諸本系統・人物造型を中心に―」(『文化史のなかの光格天皇―朝儀復興を支えた文芸ネットワーク―』勉誠出版 2018年)
- (7) 前掲注(2)
- (8) 広橋兼胤の「八槐記」元文5年12月18日条には「今日明年辛酉革命当否之事、仰諸道可令勘申有宣下事、頭右大弁頭道朝臣向右大臣道香第、仰之云々、明応十年諸道勘文宣下、左大臣公興公後法雲院奉行、仗議右大臣尚経公後慈眼院奉行、此例歟、」とあり、明応10(1501)年2月に行われた文亀への辛酉革命改元の上卿を、左大臣の今出川公興と内大臣から右大臣に転じた九条尚経とが分担した先例が挙げられている。
- (9) なお本来の意味で植基の後裔たる九条家は、当主の輔嗣が18歳と若年で未だ従二位権大納言であり上卿をつとめることは出来ない。さらに言えば輔嗣は養子で、実父は二条治孝である。
- (10) 『大倉山論集』39(大倉精神文化研究所 1996年)